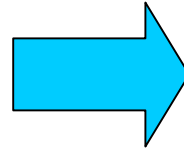


X1の改正のポイント

改正前

ウエイト	0.35
評点幅	580 ~ 2616
評価内容	完成工事高（業種別）



改正後

ウエイト	0.25 (引下げ)
評点幅	390 ~ 2268
評価内容	完成工事高（業種別）

- 現行のX1は評点の幅が広い上に、ウエイトも0.35と大きいため、経営事項審査の結果全体に大きな比重を占めている。
- 完工高は、施行能力を端的に示す量的な指標として、今後もその重要性に変わりはない。しかし、経審における完工高重視は、企業の完工高競争を助長し、その合理的な経営戦略を歪める一因となっているものと考えられ、市場においては、企業評価が利益を重視していることと乖離がある。
- 評点の下限が高いため、小規模事業者間で、適正な評価の差が生じていない。

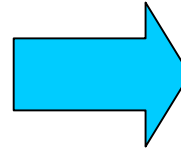


- 評点の上限を2000億円から1000億円に引き下げ。1000億円以上の大企業については差が生じないこととなった。
- 建設業界の量的拡大が望めないなど建設業を取り巻く環境が大きく変わる中では、完工高だけを重視するのではなく、利益や資本の充実といった経営の内容についても重視する必要がある。
- 小規模事業者間で完成工事高の評点に差がつくように評点テーブルを修正。このため5億円以下では評点が下がる。
- 小規模事業者の間でも適正な競争を行なうためには、小規模なりに完成工事高に応じて差がつくようにすることが必要。
- 2年間又は3年間の平均の完工高で評価する点は変わらず。

X2の改正のポイント

改正前

ウェイト 0 . 1
評点幅 1 1 8 ~ 9 5 4
評価内容 自己資本額 / 完工高
職員数 / 完成工



改正後

ウェイト 0 . 1 5 (引上げ)
評点幅 4 5 4 ~ 2 2 8 0
((+) ÷ 2 で求める)
評価内容 自己資本額 (= 純資産額)
(3 6 1 ~ 2 1 1 4)
EBITDA
(5 4 7 ~ 2 4 4 7)
(EBITDA=利払前税引前償却前利益=営業利益+減価償却費)

- 現行の制度では、自己資本と職員数をそれぞれ完成工事高で除した数値（比率）を評価。
- 職員数は経営の効率化と逆行する面もあるとの指摘もあり、これを廃止する。
- 経営の内容を評価するにあたっては、経営のフローとストックの額をバランス良く評価することが必要。



- 自己資本と利益額をそれぞれ数値化したものの合計値を評価することとし、自己資本額と利益額の評点のバランスは1：1とする。
- 自己資本額の定義は現行と同様、純資産額とする。
- 利益額の指標は、年度毎に極端に変動しないこと、申請者が採用する会計基準によって大きな差異が発生しないこと等の点を考慮し、EBITDA（利払前税引前償却前利益=営業利益+減価償却費）の2年平均の額を採用する。
EBITDA：EARNINGS BEFORE INTEREST, TAX, DEPRECIATION&AMORTIZATIONの略
- なお、商社等、兼業企業が極端に高い点数を取ることが無いよう、自己資本額については3000億円、EBITDAについては300億円を上限とする。

Yの改正のポイント

改正前

ウエイト 0.2
 評点幅 0 ~ 1430

評価項目

売上高営業利益率	自己資本比率
総資本営業利益率	有利子負債月商倍率
キャッシュフロー対売上高比率	純支払利息比率
必要運転資金月商倍率	自己資本対固定資産比率
立替工事高比率	長期固定適合比率
受取勘定月商倍率	付加価値対固定資産比率

改正後

ウエイト 0.2 (変わらず)
 評点幅 0 ~ 1593 (理論値)
 (注)実務上の最高値は1400点前後
 と思われる。

評価項目

純支払利息比率	自己資本対固定資産比率
負債回転期間	自己資本比率
総資本売上総利益率	営業キャッシュフロー(絶対額)
売上高経常利益率	利益剰余金(絶対額)

イタリック体の部分が今回新に採用された指標

- 小規模零細企業の間で評点分布の幅が非常に大きく、企業実体に比べて過大な評価がなされる傾向にある点を是正する。
- 評価の内容が、固定資産に関するものに偏っており、所謂ペーパーカンパニーが高い。
- 虚偽表示が行なわれている点を指摘する向きが多い。

- 現行と比べ、売上高が小さい層で分布幅が狭く、売上高が大きい層では分布幅が拡大することで、点数分布の適正化を図る。
- 絶対値の指標を採用すると共に、比率の指標についても、指標の性格に応じて上下限を設定することにより、ペーパーカンパニーの過大評価を排除できる。
- 新指標では流動・固定の区分によって影響が出る指標が1指標のみとなり、会計処理の相違によって評点に差が出るケースが大幅に減少することとなる。
- 会社法上の大会社且つ有価証券報告書提出会社については、連結財務諸表を用いて評価。

Yの新指標と評点分布の変化

< 新指標一覧 >

	記号	経営状況分析の指標 (Y評点への寄与度)	算出式 (は2期平均値)	上限値	下限値	係数	
負債抵抗力 指標	X1	純支払利息比率 (29.9%)	(支払利息 - 受取利息配当金) / 売上高 × 100	5.1	-0.3	-77.79	
	X2	負債回転期間 (11.4%)	(流動負債 + 固定負債) / (売上高 ÷ 12)	18.0	0.9	-8.499	
収益性・効率性 指標	X3	総資本売上総利益率 (21.4%)	売上総利益 / 総資本 × 100	63.6	6.5	4.4167	
	X4	売上高経常利益率 (5.7%)	経常利益 / 売上高 × 100	5.1	-8.5	4.6342	
財務健全 指標	X5	自己資本対固定資産比率 (6.8%)	自己資本 / 固定資産 × 100 < 固定比率の逆数 >	350.0	-76.5	0.184	
	X6	自己資本比率 (14.6%)	自己資本 / 総資本 × 100	68.5	-68.6	1.489	
絶対的 力量 指標	X7	営業キャッシュフロー (絶対額) (5.7%)	営業キャッシュフロー / 1億	15.0	-10.0	13.685	
	X8	利益剰余金 (絶対額) (4.4%)	利益剰余金 / 1億	100.0	-3.0	2.8776	
						定数	614.89

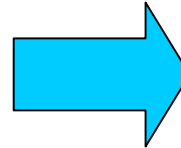
- 背景が黄色の指標については新たに採用された指標です
- 営業キャッシュフロー = 経常利益 + 減価償却費 ± 貸倒引当金増減額 - 法人税住民税及び事業税
± 売掛債権(受取手形,完成工事未収入金)増減額 ± 仕入債務(支払手形,工事未払金)増減額
± 棚卸資産(未成工事支出金,材料貯蔵品)増減額 ± 未成工事受入金増減額
- Yの算式

$$Y = 167.3 \times (-0.4650 \times (X1) - 0.0508 \times (X2) + 0.0264 \times (X3) + 0.0277 \times (X4) + 0.0011 \times (X5) + 0.0089 \times (X6) + 0.0818 \times (X7) + 0.0172 \times (X8) + 0.1906) + 583$$

Zの改正のポイント

改正前

ウエイト 0.2
評点幅 590 ~ 2402
評価内容 技術職員数(業種別)



改正後

ウエイト 0.25(引上げ)
評点幅 450 ~ 2366
($\times 4/5 + \times 1/5$)
評価内容 技術職員数(業種別)
(510 ~ 2335)
元請完工高(業種別)
(210 ~ 2491)

- 現行の制度では、在籍する技術職員で監理技術者又は主任技術者としての資格を有する者を評価対象。
- 技術職員の人数だけでなく、技術職員の能力、資格、継続的学習への取組等を反映したきめ細やかな評価を行なうことが必要。



- 公共工事のマネジメント能力を量的に評価するため、新たに元請完工高を評価項目に加え、ウエイトを0.25に引き上げる。
- 技術者数と元請完工高をそれぞれ数値化したものの合計値を評価。技術者数と元請完工高の評点のバランスは4:1。
- 技術職員の数は審査基準日におけるもの。従来行われていた2年間の平均を用いる方法は廃止。
- 技術者の重複カウントは、中小業者では技術者が複数業種に従事することも多いという実態を鑑み、1人あたり2業種まで認めることとする。複数の資格を有している場合においても1人あたり2業種までとされる。
- 評点テーブルを線形化する。このため、若干評点が下がることもある。
- 一級技術者であって監理技術者受講者6、一級技術者5、基幹技能者受講者であって一級技術者以外の者3、二級技術者2、その他技術者1とする。

Wの改正のポイント

改正前		改正後	
ウエイト	0.15	ウエイト	0.15 (変わらず)
評点幅	0 ~ 987	評点幅	0 ~ 1750
評価項目	労働福祉の状況	評価項目	労働福祉の状況
	工事の安全成績		建設業の営業年数
	建設業の営業年数		防災活動への貢献の状況
	公認会計士等の数		法令遵守の状況
	防災活動への貢献の状況		建設業の経理に関する状況
			研究開発の状況

イタリック体の部分が今回新に採用された指標

- それぞれの項目について加点幅、減点幅を拡大すると共に、評点の上限を引上げ、社会的責任の果し方によって差のつき易い制度設計とする。
- 自己申告による評価項目（工事安全成績、賃金不払状況）は廃止。
- 労働福祉の状況は評価項目を整理統合（例：退職一時金制度と企業年金制度）
- 法令遵守の状況は、審査期間内における建設業法に基づく監督処分の状況の評価。
- 建設業の経理に関する状況は、現行の社内で雇用する公認会計士等の数の評価に加え、会計監査人又は会計参与を設置している場合、有資格の経理実務責任者による会計のチェックがなされている場合に加点。
- 研究開発の状況として、研究開発費の金額の評価。評価対象は会計監査人設置会社に限定。

Wの改正の内容

改正前		改正後	備考	
W1: 労働福祉の状況	30	W1: 労働福祉の状況	45	
雇用保険未加入	-15	雇用保険未加入	-30	・賃金不払件数は自己申告項目のため廃止
健康保険・厚生年金保険の未加入	-15	健康保険・厚生年金保険の未加入	-30	・退職一時金 企業年金は一つの評価項目に統合
賃金不払件数	-15	建退共加入	15	・残った項目について、加点幅・減点幅ともに倍に引き上げる。
建退共加入	7.5	退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	・現行ではW1項目全体での下限かり点となっているが、これを撤廃する(保険未加入のマイナス
退職一時金制度の導入	7.5	法定外労災制度への加入	15	がW全体に影響するように)。
企業年金制度の導入	7.5			
法定外労災制度への加入	7.5			
W2: 工事の安全成績	30	W2: 建設業の営業年数	60	・上限 下限(5年~35年)は現状のまま、加点幅を引き上げ
W3: 建設業の営業年数	30	W3: 防災協定締結の有無	15	・評価内容は現状のまま、加点幅を引き上げ
W4: 公認会計士等数	10	W4: 法令遵守状況	-30	・審査期間内に営業停止処分を受けた場合は-30点、指示処分を受けた場合は-15点
W5: 防災協定締結の有無	3	W5: 建設業の経理の状況	30	
		監査の受審状況	20	・会計監査人の設置20点、会計参与の設置10点、社内の経理実務責任者(公認会計士等数の現拠対象有資格者)のチェックリストに基づく自己監査2点。
		公認会計士等数	10	・社内に雇用する公認会計士等の数を評価(現行と同様)
		W6: 研究開発の状況	25	・加点対象は会計監査人設置会社に限定し、公認会計士協会の指針等で定義された研究開発費の金額を評価
合計	103	合計	175	
廃止項目を除いた合計	73	監査の受審状況と研究開発の状況を除いた合計	130	

イタリック体の部分が、今回改正で消滅または新規規定された項目

$$Wの得点 = (W1 + W2 + W3 + W4 + W5 + W6) \times 10$$